

弥富市特殊詐欺対策機器等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 弥富市特殊詐欺対策機器等購入補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、弥富市補助金等交付規則（平成5年3月31日規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺対策機器等（以下「対策機器等」という。）の普及を促進することにより、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、対策機器等とは、次の各号のいずれかのものをいう。

- (1) 通話録音装置 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器
- (2) 着信拒否装置 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器
- (3) 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第4条 補助の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、補助金の交付を受けようとする当該年度に満65以上となる者（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
- (3) 日中に住居に高齢者のみとなる時間が、概ね1日に6時間以上、かつ、週3日以上ある世帯の高齢者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

- (1) 弥富市暴力団排除条例(平成23年弥富市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (2) 転売、譲渡等を目的として対策機器等を購入する者
- (3) 同一の世帯に、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新品の対策機器等(家庭で使用することを目的とするものに限る。)の購入に要する費用(対策機器等の設置費を除く。)で、1世帯につき対策機器等1台までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、6,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 申請者は、対策機器等を購入した後、弥富市特殊詐欺対策機器等購入補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写しその他支払いが確認できるもの
- (2) 対策機器等の機能が確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付申請書の提出期限は、対策機器等を購入した日の属する年度の2月末日とする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、弥富市特殊詐欺対策機器等購入補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を弥富市特殊詐欺対策機器等購入補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項に規定する通知書を受けた後、速やかに弥富市特殊詐欺対策機器等購入補助金交付請求書（第4号様式）により、市長に対し補助金を請求するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助金の交付を受けて購入した対策機器等については、購入の日から3年間は市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 市長の承認を受けて対策機器等を処分したことにより収入があったときは、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

- 第11条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(危険負担等)

- 第12条 補助事業により取得した対策機器等の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わない。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

- 第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還

を請求するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。